主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人大脇英夫の上告趣意は、結局量刑不当の主張に帰し、適法な上告理由に当らない。

被告人Bの弁護人原良男の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らないのみならず、所論少年法六〇条にいう「人の資格に関する法令」には累犯加重に関する刑法の規定を包含しないと解すべきであるから、この点の原判示は正当である。

また本件につき記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとお り決定する。

昭和三三年三月一二日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官